

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

戦後最悪の火山災害となった平成26年の御嶽山の噴火により、活火山を登山する危険性について高い意識を持つこと並びに万が一災害に遭遇した場合、迅速な安否確認及び捜索救助活動に対する登山届の重要性が改めて認識されました。

これを受け、平成27年4月には岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正し、北アルプス地区に加え、県内5つの活火山のうち噴火警戒レベルが運用され火山噴火時の影響範囲が明らかになっている御嶽山及び焼岳も登山の届出を義務付けました。また、平成28年12月には、同じく噴火警戒レベルが運用された白山においても登山の届出を義務付けました。

このような中、平成31年3月、乗鞍岳においても噴火警戒レベルの運用が開始されることから、乗鞍岳における登山の届出を義務化し、登山の事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ります。

2 主な改正内容

◎登山届の提出が義務付けられる地域の追加及びそれに伴う罰則規定の追加

登山届の提出が義務付けられる地域として、気象庁が噴火警戒レベルの運用を開始する見込みである「乗鞍岳」を追加します。また、届出をせず、又は虚偽の届出をして乗鞍岳の特定の区域を登山した者は、5万円以下の過料に処せられます。

【乗鞍岳における登山届の提出が義務付けられる範囲】（要届出範囲）

想定火口域（権現池付近を中心とする長径1.7km、短径1.5kmの範囲を想定）から4kmの範囲（気象庁が運用する噴火警戒レベル3（入山規制）の範囲に相当）

【乗鞍岳における過料の対象となり得る範囲】（罰則対象範囲）

想定火口域（同上）から1kmの範囲（気象庁が運用する噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の範囲に相当）

ただし、上記のいずれにおいても、乗鞍畳平地域及び五色ヶ原の森散策コースは対象範囲から除く。（対象範囲については別図1及び2を参照）

3 施行日

平成31年12月1日施行予定

ただし、罰則規定は、条例の施行日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において施行する予定です。

4 その他

活火山のうち「アカンダナ山」については、今後噴火警戒レベルの運用が開始された段階で、登山の届出が義務付けられる地域の追加を検討します。